

LD及びその周辺児に対する教育支援の実態と課題

加藤 義 男*・石坂 直 康**・佐々木 全**

(2000年6月21日受理)

I 問 題

本論文では、対象児を「LD及びその周辺児」としておさえ、LD(学習障害)とその周辺に位置する児童(LDサスペクト児、及び一部のADHD児等)を含めてとらえていく。周辺児も含めて幅広くおさえしていくことの意義は次の二点にある。第一は、LDのとらえ方そのものに多様性があり、明確にLDと判定することの困難さがあるという点である。1992年に文部省内に設置された「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査協力者会議」(以下、「学習障害調査協力者会議」と略す)は、1995年3月に中間報告を公表し、1999年7月に最終報告を提出している。この最終報告に示されている定義(注1)が現時点での我が国におけるLDについての公的な定義と言えるものであるが、この中には中間報告の定義に含まれていた「行動の自己調整や対人関係などにおける問題」が削除されている。この点に関して、田中(2000)⁽¹⁾は「定義の明確化(シンプル化)を求めて、本来的なこの障害の全体像及びその多様性=複雑さから目を背ける結果になったのではないだろうか。学習障害の定義にあたっては、とくにその外延と内包の関係が重視されなければならない」と述べており、この見解に筆者も賛成したい。

第二は、筆者が、ここ10数年にわたってLD関係の相談室や指導教室(親の会主催)において関わってきている児童をみると、学習能力面だけではなく、運動面、行動面、対人関係面等の問題を多様かつ複雑に示している児童が多くみられ、狭義のLDとして判定することが出来る事例はあまり多くないという実感があるという点である。発達臨床・教育臨床の立場からは、LD児の持つ「障害の全体像及びその多様性=複雑さ」⁽¹⁾に向き合って、この子らのもつ特別な教育的ニーズをいかに理解し、いかに支援していくべきかという点に主眼をおいて取り組んでいくことこそが求められていると考える。

次に、発達臨床・教育臨床の視点に立って、「LD及びその周辺児」の教育が直面している諸課題について検討する。第一の課題は、「学習障害調査協力者会議」最終報告(1999年7月)に示された教育的対応(すなわち、ティームティーチングによる指導、特別な場での個別指導、専門家による巡回指導、校内委員会の設置、専門家チームの設置等)が、今後いかに具体化され、充実化されていくかという点である。現時点では、最終報告の施策化については各地方自治体、教育委員会の自主性に任された格好になっており、それゆえに地域における関係者の積

* 岩手大学教育学部

** 岩手県立久慈養護学校

極的な研究、実践、運動が求められている。さらに、「通級による指導」の充実化に向けても、より一層の研究・実践が求められている。

第二の課題は、いわゆる学校不適應の問題と「LD 及びその周辺児」との関連性が高いという点である。大高 (1999)⁽²⁾ は児童・思春期クリニックの現場から、「最近、軽度の多動傾向、境界知能、比較的軽い自閉性障害など精神障害的には比較的軽度の子どもたちが学校で不適應を起こし受診するケースが多くなった印象がある」と述べている。鍋田 (1999)⁽³⁾ は精神科医の立場から現代の学校不適應の問題を論ずるなかで、新たな動向として、「何といても最近の学校で問題となるのは、いわゆる多動性障害 (ADHD) と呼ばれる落ち着かない子と学習障害 (LD) の子あるいはそれらの傾向のある子どもたちの問題であろう」と述べている。また、原 (2000)⁽⁴⁾ は LD 児への医療的対応について論ずるなかで、「臨床経験からすると、不登校となった子どもたちの中に、かって LD と思われる子どもたちがいるはずである。不登校と LD の関係についての調査が実施された某県の結果によれば、不登校児のおよそ 10% が LD と見なされていた。疫学調査の方法その他に、更に吟味すべき点が多いと考えられる研究であるが、臨床経験に基づく感觸と重なり合う結果である」と述べている。仮に不登校児の 10% 程度が LD とすれば、学校不適應児全体の中には、かなりの割合の「LD 及びその周辺児」が含まれていると考えられる。こうした点から、学校不適應の問題を理解するに当たって、心理的要因や環境的要因からの検討と合わせて、発達の要因及び発達障害の視点からも検討することの重要性が指摘される。

第三の課題は、「LD 及びその周辺児」に対する教育システムを、現在世界的な潮流となってきた「特別なニーズ教育」(Special Needs Education, SNE) との関連性のなかで構築していくという点である。松矢 (2000)⁽⁵⁾ はこれからの教育システムについて論ずるなかで、「世界の潮流において、特殊教育はその対象を拡大し、LD や学習困難な児童生徒を含む教育に変わりつつあります。(中略) 特別な教育ニーズのある児童生徒の教育ということで、特別ニーズ教育の用語も普及してきています」と述べている。渡部 (1999)⁽⁶⁾ は、戦後の特殊教育法制の変遷をたどりながら、今後の学校改革として「特別なニーズ教育」への転換を掲げ、「特別な教育的ニーズ」とは「通常の教育において一般的に行いうる教育的配慮に留まらず、特別なカリキュラムの準備、教育施設・設備の整備、教材・教具の開発、その他の付加的な人的・物的・技術的な諸条件の整備を必要とするニーズ」であると概念規定している。そして、「教育法上で認定された『障害児』に加えて、LD 児、学習遅進児、不適應児など、通常の学級で特別なニーズを有し特別な教育的ケアを必要としている者は少なくない」とし、「通常の学級における『特別なニーズ教育』法制化は、LD 児への対応や学習遅進児・不適應児などへのケアの緊急度から、もはや時間の問題と思われる」と述べている。また、柘植 (1999)⁽⁷⁾ は LD をめぐる学校教育の動きについてふれつつ、「日本は今、特殊教育を『場』から『サービス』への転換として捉えるという、雄大なパラダイムチェンジの時期に差し掛かっている。これは、特殊教育と普通教育という 2 本柱で進めてきたこれまでの状況から、両者の境がはっきりしない、いわゆる両者が包み込まれた (インクルードされた) 状態へと向かうことを意味する」と指摘している。今後は、世界的な規模でのインクルージョン教育の進展と相伴って、我が国においても、これまでの特殊な場における「特殊教育」という概念から、障害児教育と普通教育との連続体としての「特別なニーズ教育」・「特別支援教育」への変革が促進されていくものと予測され、そうした変革の動きの中で「LD 及びその周辺児」の教育支援の問題が中核的な課題としてクローズアップ

されてくると思われる。

以上、「LD 及びその周辺児」をめぐる現代的な課題について述べてきたが、これらに共通するテーマは、「LD 及びその周辺児」への教育支援をいかにすすめるか、教育支援システムをいかに構築するかという点である。そこで、本研究においては、「LD 及びその周辺児」に対する教育支援の実態と課題についての考察を進め、この子らへの教育支援の充実化に向けての一助としたい。

II 目的及び方法

本研究の目的は、通常学級における「LD 及びその周辺児」(以下、LD 児と称する)に対する教育支援の実態と課題について検討し、考察を加えることである。方法として、次の2つの実態調査を行った。①岩手県内小学校における、LD 児の実態に関する調査、②岩手県 M 市(注2)における、LD 児の教育支援体制に関する実態調査

III 結 果

III-1. [調査 I] 岩手県内小学校における LD 児の実態

岩手県内の小学校に在籍する LD 児が示す教育的ニーズ、及び学校側の教育的対応の実態を把握するためにアンケート調査を実施した。

1. 調査方法

県内公立小学校からの抽出校に、「学校用調査票」(学校長回答、表1)と「学級担任用調査票」(学級担任回答、表2)を郵送し、記入を依頼した。

県内公立小学校(調査時点で全493校、総児童数93,345人)から202校(在籍児童数52,681人)を抽出し、その学校長及び学級担任(2,027学級)を調査対象とした。調査校抽出にあたっては、次の二点を考慮した。①先行調査にもとづいて、LD 児の出現率をおよそ2%程度とおさえ、全校児童数50人未満の学校は除外した。②各市町村からほぼ同じ割合(全学校数の4割前後)で無作為抽出し、県内全市町村の学校を調査対象とした。調査実施時期は、平成10年2月。

2. 調査結果

(1) 回答率

「学校用調査票」の回答は168校(回答率83.2%)、「学級担任用調査票」の回答は1,528学級

表1. 学校用調査票

問1. LD 児在籍の有無…①在籍している, ②在籍していない, ③その他
問2. それらの児童を, どのような方法で LD と認識したか…①教育委員会から, ②県立総合教育センターから, ③担任等による行動観察から, ④保護者から
問3. 在籍 LD 児に対して, 学校として取っている教育的対応について(自由記述)
問4. 今後, 学校での LD 児への教育的対応として必要と思う点を次の項目から選択。(複数選択可) ①通常学級での担任による配慮指導, ②専門教員の加配による T-T, ③学習困難を示す教科について通級による指導, ④正しい理解と認識を深めるための施策, ⑤専門機関・関係機関との連携

表 2. 学級担任用調査票

<p>問 1. 学級の中で、以下のスクリーニング項目に1つでも該当する児童の有無（複数回答可）</p> <p>A. 個人内差が大きい児童（例えば、WISC-RによるVIQとPIQの差が15点以上ある場合）</p> <p>B. 次の学習の中で、特定の分野だけにつまづきを示す児童…①運動の学習のつまづき、②聞くこと のつまづき、③話すことにつまづき、④読むことにつまづき、⑤書くことにつまづき、⑥算数の つまづき</p> <p>C. 次のような行動特徴を示す児童…①動きが激しい、②動きが少ない、③集中力がない、④固執傾 向がある、⑤衝動的、⑥対人関係がうまくとれない</p>
<p>問 2. 上記「問 1」で該当した児童一人ひとりの指導状況</p> <p>Q1. 当該学年の学習内容に対する理解度…①よく理解、②普通程度に理解、③何とか理解、④教科 によって理解度に大きくばらつき、⑤理解が難しい</p> <p>Q2. 学級でのその児童の指導に関して具体的に工夫していること（複数選択可）…①授業環境の配 慮（座席を前にする等）、②集団活動では、協力的な児童がいる集団に配属、③その児童に合 わせたプリントや教具を準備し、指導を工夫、④指導内容・方法を検討し、授業時間に個別 的な指導の実施、⑤休み時間や放課後等に個別指導の実施、⑥特に配慮はしていない</p> <p>Q3. その児童に対する配慮はどの程度出来ていると思うか…①十分出来ている、②出来ている、③ 努力をしているが、不十分、④ほとんど出来ていない</p> <p>Q4. LD児を含めた特別な教育的ニーズを示す児童に対する、学校側の教育的対応として今後必要 と思われること（複数選択可）…①通常学級での担任による配慮指導、②専門教員の加配によ るT-T、③学習困難を示す教科について、通級による指導、④正しい理解と認識を深めるた めの施策、⑤専門機関・関係機関との連携</p>

（児童数 40,681 人、回答率 75.4%）であった。

(2) 「学校用調査」の結果

(i) LD児の在籍について

在籍状況を表 3 に示した。「LDを疑う児童有り」とした回答（16校）では、診断は受けてい
ないが学習状況や行動特徴などからLDが疑われるとしており、「在籍している」とした38校
と合わせると、168校中54校（32.1%）においてLD及びLDが疑われる児童が在籍していた。

(ii) LDとの認識に至った経路について

LD児在籍有りの38校から47事例について回答があった。その結果、最も多いのが「担任等
による行動観察から」（57.5%）であり、担任等（担任の他に、一部、スクールカウンセラー、
教育相談員を含む）の行動観察を通してLDとの認識に至っていた。以下、「教育委員会から」
19.1%、「保護者から」14.9%、「教育センターから」8.5%であった。なお、「保護者から」の
内容としては、病院や大学等の専門機関での診断を根拠としていた。

表 3. LD児の在籍状況

在籍している	38校 (22.6)
在籍していない	100校 (59.5)
LDを疑う児童有り	16校 (9.5)
その他	14校 (8.4)
計	168校 (100)

(iii) 校内における LD 児への対応の現状について

LD 児在籍有り 38 校において、LD 児に対して取られている教育的対応の状況を表 4 にまとめた。多くみられたのは、「担任による配慮指導」(89.5%)、「教師間の共通理解の促進」(65.8%)であった。

表 4. 校内の教育的対応

担任による配慮指導	34 校 (89.5)
教師間の共通理解の促進	25 校 (65.8)
担任外教師による学級外での指導	13 校 (34.2)
T-T による指導	10 校 (26.3)
専門・関係諸機関との連携	6 校 (15.8)
特殊学級への通級	3 校 (7.9)

※ () 内は、LD 児在籍有り 38 校に対する割合

(iv) LD 児への教育的対応として、今後必要と思われる点について結果を表 5 に示した。多くみられたのは、「専門・関係機関との連携」、「正しい理解と認識を深めるための施策」、「専門教員の加配による T-T」の三点であった。

表 5. 今後、必要と思われる教育的対応 (学校用調査)

	「LD 児在籍有り」の学校	「LD 児在籍有り」以外の学校
専門・関係機関との連携	28 (73.7)	90 (69.2)
専門教員加配による T-T	26 (68.4)	55 (42.3)
理解、認識を深める施策	25 (65.8)	90 (69.2)
担任による配慮指導	24 (63.2)	40 (30.8)
通級による指導	18 (47.4)	47 (36.2)

※ () 内は、「在籍有り」38 校、「在籍有り」以外 130 校に対する割合

(3) 「学級担任用調査」の結果

(i) 該当する LD 児の実態

学級担任から回答が寄せられた児童 40,681 人 (男子 20,678 人, 女子 20,003 人) の内、スクリーニング項目 (表 2 「問 1」) に 1 項目以上該当した児童は、男子 670 人 (該当率 3.2%)、女子 176 人 (該当率 0.9%)、計 846 人 (該当率 2.1%) であり、男女比は 3.8 : 1 であった。

該当児童についての、該当するスクリーニング項目の内訳は表 6 に示すとおりである。該当する割合が 20% 以上の項目は、「集中力がない」(37%)、「対人関係がうまくとれない」(26%)、「動きが激しい」(25%)、「書くことをつまづき」(24%)、「運動の学習のつまづき」(24%)、「聞くことをつまづき」(23%)、「読むことをつまづき」(21%) の 7 項目であった。

なお、「個人内差が大きい」の項目は、結果的には低い数値が示された。この結果は、スクリーニング項目のなかで例示された「WISC-R」を実施していない学校が大半を占めていたと

表6. 学習・行動特徴による該当児童数

総人数	個人 内差	学習面のつまづき						行動上の問題					
		運動	聞く	話す	読む	書く	算数	多動	寡動	集中	固執	衝動	対人
男 670 人	25 (4)	155 (23)	156 (23)	103 (15)	139 (21)	168 (25)	95 (14)	190 (28)	85 (12)	273 (41)	100 (15)	124 (19)	168 (25)
女 176 人	6 (3)	47 (27)	34 (19)	29 (17)	36 (21)	33 (19)	52 (30)	20 (11)	33 (19)	41 (23)	19 (11)	13 (7)	51 (29)
計 846 人	31 (3)	202 (24)	190 (23)	132 (16)	175 (21)	201 (24)	147 (17)	210 (25)	118 (14)	314 (37)	119 (14)	137 (16)	219 (26)

※ () 内は、総人数に対する割合

いう事情によるところが大きく、実態とは少し掛け離れていると考えられる。

(ii) 該当児童に対する指導状況

① 「Q1」当該学年学習内容の理解度について

「理解が難しい」215人(25.4%)、「教科によってはばらつきが大きい」241人(28.5%)、「何とか理解」143人(16.9%)、「普通程度に理解」162人(19.1%)、「よく理解」85人(10.1%)であり、「普通程度に理解」と「よく理解」を除く70.8%の児童が何らかの形での学習困難を呈していた。

② 「Q2」当該児童の指導における工夫事項について

多くみられた事項は、「授業環境の配慮」463人(54.7%)、「集団構成の配慮」424人(50.1%)、「課外での個別指導」413人(48.8%)、「授業中の個別指導」405人(47.9%)の4点であり、少ないのは「特に配慮なし」33人(3.9%)、「教材・教具の工夫」125人(14.8%)であった。

③ 「Q3」指導上の配慮の達成度について

「十分できている」29人(3.4%)、「できている」208人(24.6%)、「努力をしているが、不十分」589人(69.6%)、「できていない」20人(2.4%)であり、「努力をしているが、不十分」と「できていない」をあわせると、約7割の担任が現在の指導上の配慮では不十分であるととらえていることが示された。

④ 「Q4」今後、必要と思われる教育的対応について

LD児を担当している担任の目からみた、今後必要と思われる教育的対応についての結果は表7に示すとおりである。平均してどの項目も必要であるとの回答が示されているが、その中でも最も多いのは「専門教員加配によるT-T」であった。

表7. 今後、必要と思われる教育的対応(学級担任用調査)

専門・関係機関との連携	354人(41.9)
専門教員加配によるT-T	482人(57.0)
理解、認識を深める施策	413人(48.8)
担任による配慮指導	382人(45.1)
通級による指導	382人(45.1)

※ () 内は、該当児童総数846人に対する割合

3. 小考察

(1) LD 児在籍の割合について

「学校用調査」では、168 校中 38 校 (22.6%) が「LD 児の在籍有り」と回答しており、「LD を疑う児童有り」も含めると 54 校 (32.1%) において LD が疑われる児童が在籍していた。他方、「学級担任用調査」のスクリーニング項目に該当している在籍児童は 40,681 人中 846 人 (2.1%) であり、これらの児童の在籍は 118 校 (72.0%) にわたっていた。この両調査において LD 児が在籍する学校数の割合に大きな差がみられるが、これは両調査の調査基準の違いによるところが大きい。すなわち、「学校用調査」では、「学習障害調査協力者会議」中間報告 (1995) の LD 定義にもとづいて LD 児在籍の有無を尋ねており、多少気になる児童がいたとしても明確な診断を受けていないことや問題行動があまり顕著ではない等の理由で LD との判断に至っていないところも多かったと思われる。他方、「学級担任用調査」は、担任による普段の行動観察にもとづくスクリーニング項目のチェックによるものであり、それによって LD の疑いがある児童を幅広くひろいあげている。

(2) LD との認識について

本調査における、「LD との認識に至った経路」についての結果をみると、「担任等の行動観察」によるものが 6 割近くを占めている。このことから、LD 児の存在を学校側が認識し、対応をスタートさせるに至る端緒は学級担任の普段の行動観察に頼るところが大きいということが示唆され、担任の LD に対する正しい認識と観察力の重要性が指摘される。この点は、「学習障害調査協力者会議」最終報告 (1999) において、「学校における児童生徒の実態把握のために、校内委員会を設ける」と提案されていることと関連することがらであり、校内委員会の LD 判断基準や各担任の LD 認識度によって、いたずらに LD を拡大する危険性もはらんでいるし、逆に気づきが遅れて二次的行動を増幅させるということも起こり得ると言える。

(3) LD 児の示すつまづきについて

本調査を通して、LD が疑われる児童のつまづきは、聞く力などの言語面に関することの弱さ、行動水準の問題 (多動, 集中力欠如等), 対人関係の弱さの各領域において強く示された。

これらのつまづきと学習内容理解度との相関をみてみると、学習内容理解が難しい児童は、「聞く」「話す」「読む」などのつまづきの割合が高い。他方、行動面や運動面のつまづきと学習内容理解度との相関は低く、「対人関係の弱さ」については、「(学習面が)よく理解できている」児童の方が高い割合を示した。

これらの結果は、LD 児が示す学校生活上のつまづき (困難さ) を改善していくためには、単に教科学習の問題のみを解決すれば済むといったものではなく、行動・情緒や対人関係の問題を含めて総合的に対応していくことが必要であることを示している。

(4) 教育的対応について

校内で行っている対応として、「担任による配慮指導」と回答した学校が最も多く、T-T 指導や通級等の対応を取っているところはわずかであった。そして、担任による指導上の工夫としては「授業環境の配慮」、「集団構成の配慮」などが多く行われているが、指導上の配慮の達成度をみると、7 割の担任が配慮不十分であるととらえているという結果が示された。そして、今後必要と思われる対応としては、「専門・関係機関との連携」、「専門教員加配による T-T」の二点が強く指摘されている。すなわち、学校側としては T-T 方式の導入や関係機関との連携強化ということを望んでいるが、現状としては担任による配慮指導を中心として対応しているとい

う状況が示されている。

また、「専門・関係機関との連携」に関して、ある学級担任の回答において、「各機関の方は、学校への入り口までは面倒をみてくれるが、それ以降のフォローが一切なく、任せっきりの状態である」との指摘があった。連携の必要性をうたうだけでなく、誰とどのように連携をとるか、支援のための連携システムをどのように作っていくかといった事項の具体化こそが求められている。

Ⅲ-2. [調査Ⅱ] M市における、LD児の教育支援体制の実態

M市に在住するLD児の教育支援体制の実態を把握するために、市内小中学校、及びLD児をもつ保護者に対するアンケート調査を実施した。

1. 調査方法

(1) 学校調査－市内小中学校に対する調査－

M市の公立小中学校58校（小学校38校、中学校20校）の校内就学指導担当教師、及び通常学級担任（小学校582人、中学校284人）にアンケート調査を依頼した。調査項目は表8に示すとおりであり、調査実施時期は平成10年11月。

(2) 保護者調査

M市内公立小中学校通常学級に在籍するLD児18人（小学生15人、中学生3人）の保護者にアンケート調査を依頼した。調査項目は表9に示すとおりであり、調査実施時期は平成11年

表8. 学校調査票（M市内小中学校）

問1. 校内就学指導担当教師への質問 「LD児等の個別的配慮を必要とする児童について、日ごろ感じていること、考えていること」 (自由記述)
問2. 各学級担任への「LD又はその疑いある児童（以下、該当児）」に関する質問 Q1. 学級における、該当児の在籍数 Q2. 校内における該当児への取り組み内容（複数回答可） ①必要教科の通級指導、②必要教科のT-T指導、③教師間での指導方法の共通化、④校内の指導体制の組織化、⑤教員の正しい理解を促すための施策、⑥スクールカウンセラーの活用、⑦外部機関との連携、⑧家庭との連携、⑨特に配慮なし、⑩その他 Q3. 連携をとっている外部機関（複数回答可） ①教育センター、②教育委員会、③児童相談所、④病院、⑤大学、⑥親の会、⑦その他 Q4. 該当児について、入学前の在籍教育機関からの申し送り内容（複数回答可） ①入学前在籍機関での様子、②学習上の問題点、③行動上の問題点、④具体的な対処法、⑤特になし、⑥その他

表9. 保護者調査票

問1. 学校・学級における子どもへの対応・支援についての要望、感じていること（自由記述）
問2. 学校・学級での、子どもへの取り組みの現状 ①十分取り組めており、子どもの適応も良好、②おおむね取り組めており、子どもの適応も良くなりつつある、③努力しているが、まだ不十分
問3. 現在、活用している外部機関（複数回答可） ①教育センター、②教育委員会、③児童相談所、④病院、⑤大学、⑥親の会、⑦その他

6月。

2. 調査結果

(1) 回答率

「学校調査」の回答は、小学校 30 校（回答率 78.9%）、中学校 19 校（回答率 95%）、計 49 校（回答率 84.4%）であった。保護者調査の回答は、15 人（小学生 13 人、中学生 2 人）で回答率 83.3%であった。

(2) LD 児の在籍数

「学校調査」で示された「LD、又はその疑いのある児童」は、小学校 109 人、中学校 31 人、計 140 人であった。

(3) 「学校調査」による、校内における LD 児への取り組み内容

学校における、LD 児への取り組み内容の実態を表 10 に示した。多く見られたのは、「家庭との連携」(64.2%)、「教師間での指導方法の共通化」(29.3%)、「教員の正しい理解を促すための施策」(29.2%)であった。

表 10. 校内における取り組み内容

	実人数	通級指導	T-T指導	指導の共通化	指導の組織化	理解の促進	カウンセラー	外部の連携	家庭の連携	配慮なし	その他
小学校	109人	1 (0.9)	10 (9.2)	29 (26.6)	11 (10)	33 (30.2)	4 (3.7)	9 (8.3)	72 (66)	10 (9.2)	4 (3.7)
中学校	31人	0 (0)	0 (0)	12 (38.7)	2 (6.5)	8 (25.8)	5 (16.1)	9 (29)	18 (58)	9 (29)	0 (0)
計	140人	1 (0.7)	10 (7.1)	41 (29.3)	13 (9.3)	41 (29.2)	9 (6.4)	18 (12.8)	90 (64.2)	19 (13.5)	4 (2.9)

※（ ）内は、実人数に対する割合

(4) 「保護者調査」による、学校・学級における取り組みの現状についての評価

保護者 15 人中、「おおむね取り組めており、子どもの適応も良くなりつつある」との回答は 6 人 (40%)、「努力しているが、まだ不十分」は 9 人 (60%)、「十分取り組めている」は 0 人であった。

(5) 校内の支援体制に対する要望、意見等について

LD 児等の個別的配慮を必要とする児童への指導・支援について日頃感じている点について自由記述での回答を求めた。結果の主なものを以下に列挙する。

(i) 「小学校」校内就学指導担当教師から

「加配、T-Tの導入が出来ると良い」、「LD児のための学級があると良い」、「学級定員の減少」、「家庭との連絡を密にする」、「担任だけでなく、職員の共通理解が必要」「集団での個別的配慮が困難。どのような指導をすればよいか分からない」、「個別指導できるゆとりが欲しい」、「周囲の子どもとの関係づくりが困難」、「集団内で人間関係を保てない児童が増えている」、「LDかどうかの判断が難しい」、「LDという用語の一人歩きの傾向」、「指導が難しい児童を安易にLDと呼ぶ傾向がある」

(ii) 「中学校」校内就学指導担当教師から

「個別的配慮が必要だが、人的配置が困難」、「教科担任制のもとでの対応の困難さ」、「全教職員の共通理解を図ることの大切さ」、「対人関係の困難な生徒の指導方法の難しさ」、「生徒間の相互理解が必要」、「進路指導の難しさ」、「二次的な問題も絡まり、問題が複雑化している」、「LDという言葉が一人歩きし、現場での理解が得られていない」

(iii) 保護者から

「入学時に、保育園からの申し送りがなく、パニックの時などの対応が出来なかった」、「学級の小人数化を望む」、「一年生だけでもT-T方式を入れて欲しい」、「LD、ADHDについての知識が教師、保母に必要」、「保育園からの友達は存在を認めてくれているが、他の子どもやその親は『変な子』だと思っている」、「学校側では個別指導を行う計画をたてているが、子ども本人が他の子と違うことしたくないと拒んでいる」

(6) 連携体制の実態

(i) 外部の関係機関との連携

「学校調査」で「外部機関と連携を取っている」とした18人が連携している機関の実態を表11に示した。多くみられたのは、病院、児童相談所、教育委員会であった。

また、「保護者調査」の結果から、保護者が活用している外部機関としては、「親の会」10人(62.5%)、「大学」4人(25.5%)、「病院」4人(25.5%)、「児童相談所」1人(6.25%)であり、「親の会」(注3)が最も多くみられた。

(ii) 学校間の連携体制

入学前在籍機関からの申し送りの現状について表12に示した。就学前教育機関から小学校

表 11. 学校が連携している外部機関

	実 数	教育センター	教育委員会	児童相談所	病 院	大 学	親の会	その他
小 学 校	9人	0 (0)	4 (44)	1 (11)	4 (44)	0 (0)	1 (11)	0 (0)
中 学 校	9人	0 (0)	1 (11)	4 (44)	2 (22)	1 (11)	0 (0)	4 (44)
計	18人	0 (0)	5 (28)	5 (28)	6 (33)	1 (5.5)	1 (5.5)	4 (22)

※ () 内は実数に対する割合

表 12. 入学前在籍機関からの申し送り

	実 数	入学前の様子	学習上の問題点	行動上の問題点	具体的対処法	特になし	その他
就学前教育機関から →小学校へ	109人	21 (19.2)	5 (4.6)	22 (20.1)	2 (1.8)	60 (55)	4 (3.7)
小学校から →中学校へ	31人	12 (38.7)	7 (22.5)	14 (45.1)	2 (6.5)	7 (22.5)	1 (3.2)
計	140人	33 (23.5)	12 (8.6)	36 (25.7)	4 (2.9)	67 (47.8)	5 (3.6)

※ () 内は、実数に対する割合

への申し送りは「特になし」(55%)が最多であった。また、小学校から中学校への申し送りにおいては、「行動上の問題点」(45.1%),「入学前在籍機関での様子」(38.7%)が多くみられた。

3. 小考察

教育支援の現状としては、「家庭との連携」、「教師間での指導の共通化」といった点が多くみられ、T-T 指導や通級指導はごくわずかしが行われていない。そうした現状に対して、保護者側の評価も、「努力しているが、まだ不十分」が6割を占めている。そして、教師や保護者からは、「T-T の導入」、「学級の小人数化」、「教員の加配」、「LD 児のための学級」等の要望が出されている。すなわち、現状の校内支援体制は、担任教師の個人的な努力に依拠している傾向が強いが、それだけでは十分ではないということが示唆された。

教師からの回答のなかで、「LD という用語が一人歩きしている傾向がある」、「指導が難しい児童を安易に LD と呼ぶ傾向がある」、「LD という言葉が一人歩きしていて、現場での理解が得られていない」といった指摘があった。LD という言葉が安易に拡大解釈されることによって、単なるレッテル貼りのみに終わってはいけない。外部関係者との連携のなかでの専門性にもとづいて、子どものつまづきの状態と原因を的確に把握し、指導方法を確立していく方向が求められる。

外部との連携をとって支援していると回答した担任は1割強にすぎず、この点からも担任教師の個人的努力に負っている現状が推測される。また、就学前教育機関から小学校への申し送りについては、「特になし」が最も多く、55%を占めていた。外部機関との横の連携のみならず、就学前教育機関から小学校、小学校から中学校へという縦の連携においても十分ではないという実態が示され、LD 児に対する教育支援システムの整備の必要性が示された。

IX 考 察

1. LD 児の特別な教育的ニーズと対応をめぐる

本研究を通して、LD 児の特別な教育的ニーズは、ひとつは、聞く、話す、読む、書く、算数等のつまづきからくる教科学習をすすめる上での困難さという点からきており、他のひとつは、多動、集中力欠如、対人関係が上手くとれないこと等の行動・情緒面での困難さという点からきていることが示された。それゆえに、LD 児が示す学校生活上のつまづき(困難さ)を改善していくためには、単に教科学習のみを解決すれば済むといったものではなく、行動・情緒や対人関係の問題も含めて対応していく必要がある。

本調査で示されたとおり、LD が疑われる児童に対して、学級の中での配慮指導や、授業以外の時間での個別対応等が精一杯実施されている。その中で、多くの学級担任が学級内での配慮指導の限界を感じており、通常学級という集団の中で、個別的な配慮指導を中心とした教師個人の努力だけですべてが解決するほど容易な問題ではないということが示唆された。

そこで、こうした問題を解決するための教育支援制度を早急に具体化していくことが求められている。近年、こうした実情に呼応する形で、「学習障害調査協力者会議」最終報告(1999)において、いくつかの提案が示されたばかりである。すなわち、判断・実態把握の体制としては「校内委員会の設置」、「専門家チームの設置」が示され、指導の形態と場として、「ティームテイーミングによる指導」、「オープン教室等の設置」、「専門家による巡回指導」などが提起されており、その具体化が期待される。しかし、これらの施策の実現化については、「文部省は厳

しい財政事情を背景に、積極的な施策の展開というよりは、可能な方向性と指針を地方の教育行政や現場の学校に向けて発信したというのが本音ではないだろうか。投げられたボールをどのように受けとめ、的確に投げ返すか、学校教育の最前線において、LD児を取り巻く教育環境をどのように認識し、現実的に対応していくのが問われている」(上野, 2000⁽⁸⁾)という状況であり、決して楽観視できるものではない。そうした状況であるからこそ、今後の各地域における積極的な取り組みが問われ、学校現場のみならず専門・関係者集団も含めての地域資源の結集と教育支援システムづくりが求められている。

こうしたLD児への教育支援の取り組みは、今日多くの子どもたちがさまざまな特別な教育支援を必要としている現状のなかで、「通常の教育と特別な支援教育との連続性の中で、すべての特別な教育的ニーズを持つ子どもたちへの新しい支援システムを構築するきっかけを提供するものである。それは、21世紀にむけて、すべての子どもたちに、一人一人の個性を尊重する教育のモデルになる」⁽⁸⁾ものと言える。

2. 教育支援システムについて

本調査を通して、学校側は、今後とるべき教育支援体制として「専門・関係機関との連携」ということの重要性を強く感じているが、実際的には掛け声だけで終わっている面が多く、具体化されていないという現状が示された。ある学級担任は、「各機関の方は、学校への入り口までは面倒を見てくれるが、それ以降のフォローが一切ない」との指摘を行っている。筆者も、LD児への対応において「関係者の連携にもとづく援助システムづくりの必要性」(加藤, 1993⁽⁹⁾)を指摘してきたが、それが地域のなかで十分に具体化されるまでに至っていない。

筆者自身、M市の就学指導に携わるなかでのここ数年来の傾向をみると、在学中に学習面や行動面の問題によって各学校から対象としてあげられてくる児童のなかで、LD、ADHD、高機能広汎性発達障害等が疑われる児童の割合が増えているという印象を受けている。しかしながら、それらの児童に対して有効な手立てが打ち出されているとは必ずしも言えず、多くは学級担任の努力に任せられているというのが現状である。

また、不登校等の学校不応問題とLD等の軽度発達障害児との関連性に目を向けることの重要性が以前よりも増しているという印象を受けている。筆者は、情緒障害児短期治療施設「A学園」(M市)におけるケース検討会に出席する機会を得ているが、そのなかで、何らかの発達障害を根底に持ち、そのための二次的な問題として不登校や不応行動を呈している児童の割合が以前より増加しているという印象を受けている。

以上のような現状を改善していくために、各地域における教育支援システムづくりが益々重要になってきている。教育支援システムを作っていく時、その中心となる機能のひとつは学校(校内委員会)と専門家チームの連携ということである。筆者らは、「岩手LD研究会」を発足させ、1991年1月から原則として月一回(土曜日)の「LD相談室」を行ってきている。そこでは、親子で来談してもらい、子どもの観察及び親との相談会を実施しており、今年の3月までに計66回の相談室を実施し、85人(実人数)が来談している。スタッフは、臨床心理スタッフ(筆者及び病院臨床のスタッフ)、感覚統合療法にもとづく作業療法士、養護学校教員らの計5~6人である。ここでの10年近くに及ぶ実践にもとづくスタッフチームは、「学習障害調査協力者会議」最終報告(1999)で提起されている「専門家による巡回指導」や「専門家チーム」の設置といった事項の具体化の際の有効な社会資源となりうるであろう。

しかしながら、広大な県域を持つ岩手県全体に目を転じた時に、各地域ごとに専門家がいる

かどうか、また、仮に県内にひとつ「専門家チーム」を設置したとしても、各地域の諸問題にどれほど関与できるのかという問題点がある。校内委員会を設置するとしても、小中学校の教員のうちどれほどが、LD についての正しい知識と理解を有しているかという課題も存在する。このことは、教員養成の問題にもつながる課題であり、教員養成教育において学校不適応問題と共に、LD 等の軽度発達障害の問題をも取り上げ、「特別な教育的ニーズ」への理解と対応の力量をつけていくためのカリキュラムが求められている。

3. 対象児（「LD 及びその周辺児」）をめぐって

本論文においては、対象児を「LD 及びその周辺児」として幅広く設定した。それゆえに、本論文における調査、考察等においては、LD の厳密な定義を必ずしも求めてはおらず、ある場合は LD 児の他に ADHD 児や、高機能広汎性発達障害児等が含まれている可能性も否定出来ない。このことは、本研究の目的が、LD やその周辺領域も含めての、いわば「特別な教育的ニーズ」をもつ一群の児童生徒の通常学級における教育支援の課題とその支援体制づくりを検討するという点にあるということに依拠している。

しかし、個々の診断や治療、指導において、LD、ADHD、高機能広汎性発達障害等をひとまとまりにして扱っても良いということではない。それぞれの障害についての正しい診断が必要であり、それにもとづき、治療や指導における特性や方法を追求していくべきである。近年、我が国においても ADHD への関心が高まっており、その診断や医学的治療としての服薬の在り方については、ADHD 独自の問題として追求していかねばならない。また、近年の自閉症論において、自閉症スペクトルという概念が我が国にも導入され、これまで考えられてきた以上に自閉症（とりわけ高機能自閉症）が存在していることも指摘されてきている。これらの点をふまえつつ、児童一人一人の的確な診断と教育的ニーズの把握、指導方法の探求ということの重要性を改めて確認しておきたい。

（謝辞）ご多忙のところ、アンケート調査にご協力いただいた、県内及び M 市の小学校、中学校の諸先生方、ならびに保護者の皆様方に厚くお礼申し上げます。

【注】

（注1）「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。」

（注2）M 市は、岩手県の中央に位置し、人口は約 28 万人。

（注3）「親の会」とは、「岩手 LD 児・者を守る親の会」のことであり、研修・啓発活動、指導教室の開催等の活動を行っている。

【文献】

- (1) 田中良三 (2000): LD (学習障害) 児の政策動向と課題. 「障害者教育科学」, 40 号, P. 7-15.
- (2) 大高一則 (1999): 児童・思春期クリニックの現場から. 「こころの科学」, 87 号, P. 61-65.
- (3) 鍋田恭孝 (1999): 学校不適應とひきこもり. 「こころの科学」, 87 号, P. 20-26.
- (4) 原 仁 (2000): 医学ができる援助の進展. 「実践障害児教育」, 319 号, P. 46-49.
- (5) 松矢勝宏 (2000): 知的障害児教育の明日を築くために. 「発達の遅れと教育」, 513 号, P. 32-35.
- (6) 渡部昭男 (1999): 特別なニーズ教育と学校改革の課題. 「転換期の障害児教育 第1巻」, 三友社出版, P. 321-341.
- (7) 柘植雅義 (1999): 日本における学校教育と LD. 「LD」, 8 巻 1 号, P. 2-8.
- (8) 上野一彦 (2000): 学校教育における LD 児の発見と対応. 「LD」, 8 巻 2 号, P. 2-11.
- (9) 加藤義男 (1993): 学習障害 (LD) 児の現状と課題に関する一考察. 「岩手大学教育学部研究年報」, 53 巻 1 号, P. 123-135.
- (10) 石坂直康 (1999): LD 児の現状とその援助システムに関する研究—岩手県における小学校在籍 LD 児の実態調査を通して—. 「岩手大学大学院教育学研究科修士論文」.
- (11) 佐々木全 (2000): “いわゆる LD” 児の教育支援に関する一研究. 「岩手大学大学院教育学研究科修士論文」.